小千谷市監査委員告示第８号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和８年１０月２３日

小千谷市監査委員　　渡　辺　浩　行

同　　上　村　行　雄

小 監 第 ４３号 ２
令和８年１０月２３日

小千谷市長　　宮 崎　悦 男　様

小千谷市監査委員　渡　辺　浩　行
同　　上　村　行　雄

定期監査結果に関する報告について

地方自治法第１９９条第４項の規定による定期監査を、小千谷市監査基準に準拠して実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

１　監査対象

議会事務局・企画政策課における令和８年度の財務に関する事務の執行

２　監査の期間

令和８年９月１８日　～　令和８年１０月２３日

３　監査の実施場所

監査委員事務局執務室及び議会事務局・企画政策課執務室

４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づいて適正及び合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

５　監査の主な実施内容

議会事務局・企画政策課における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき関係諸帳票の審査を行うとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

６　監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理は、おおむね適正と認めた。